

学校いじめ防止基本方針

江南小学校いじめ・不登校委員会

1 いじめ防止基本方針策定の理念・目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針に基づき、いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止に向けた方針

- (1) わかる授業・できる授業や一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (2) すべての教職員が、いじめを許さないという鋭敏な人権感覚をもつとともに、いじめに対して積極的、組織的に対応し、その解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等関係機関との連携を積極的に進める。

3 校内いじめミーティング・いじめ対策委員会等の設置

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、子どものいじめの防止に向け、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針にそって、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

- (1) いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- (2) いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

校内いじめ対応ミーティング<調査・対応組織> 原則として即日開催、用紙保管

- ① いじめの状況についての報告を受け、メンバー内の情報共有、共通理解を図る。
- ② 事実関係の把握のための調査を行い、対処の方針や方法を協議する。
- ③ 解決に向けて、児童生徒への指導を行う。
＜構成員＞校長、教頭、生活指導主任、関係児童生徒の学級担任・学年主任、事案に係る教職員等

いじめ対策委員会<防止に向けた組織、調査・対応組織>

- ① いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ② 重大事態が発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

＜構成員＞教職員（校長、教頭、生活指導主任など）、スクールカウンセラー
※学校評議員、心理や福祉の専門家、弁護士、精神科医などの医師等
※「5 重大事態への対処」に該当する場合、構成員となる。

中学校区いじめ防止連絡協議会<防止に向けた組織>

石山中学校、中野山小学校、江南小学校が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

＜構成員＞地域コミュニティ協議会、育成協、民生委員・児童委員、PTA役員、スクールカウンセラー、教職員の代表

4 いじめ防止の対策

(1) 教職員の姿勢

- ① すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。
- ② 「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、児童・保護者・地域との信頼関係の上に、いじめ防止等に徹底して取り組む。
- ③ 教職員自らの言動や行為がいじめを助長したりや雰囲気がつくることがないように十分に注意をはらい、児童が安心して生活できる環境をつくる。

(2) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導に力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット及びいじめ対応リーフレットに基づき、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- ③ わかる授業・できる授業、一人一人を大切にし、生かす活動により学校・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

(3) いじめの早期発見

- ① 児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
- ② いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権 感覚を育成する。特に、授業中の発言に対してのからかいや批難等はその場で指導する。また、いじめにつながる行為はあらゆる場面で見つけしだい、見つけた職員がその場で指導する。
- ③ 児童の話をていねいに聴き取り、その後の対応についても児童の意思を汲みながら児童と一緒に考え、安心感をもたせる。
- ④ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。

ア 定期的な「学校生活アンケート」(年3回)と「教育相談」の実施

*アンケート実施後、用紙を即日複数の目でチェックし、対応にあたる

*アンケート用紙は、子どもが卒業するまで確実に保管する。

イ 心理テスト「アセス」の実施と活用

ウ 学級力アンケートの実施(5, 7, 10, 12, 2月に実施)

- ⑤ 全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようとする。

ア 子どもを語る会(年3回)、職員会議、職員終会(週2回)での情報交換

イ 特別支援教育コーディネーターによる気になる児童の情報まとめ

- ⑥ インターネットや通信型ゲーム機、スマートホン等を通じた見えにくい「いじめ」にも注意を払う。また、地域からの情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に

役立てる。

- ⑦ 子どもの悩み等が相談できる人、機関を周知する。校内だけでなく校外の相談機関（いじめ SOS 電話、児童相談所、教育相談センター等）が親身になって相談に乗ってくれることを学級指導等で子どもたちに伝え、電話番号記載のポスター等を掲示する。

（4）いじめへの対処

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その場合には、解決に向けた手順と方策を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- ② いじめられた児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- ③ いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ④ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一步を踏み出す勇気がもてるようとする。
- ⑤ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- ⑥ いじめの解消については、3ヶ月を目途に継続的に丁寧に指導を行い、再発の防止に取り組む。

（5）自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

5 重大事態への対処

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※）
※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

*いじめの概要について速やかに教育委員会に連絡をとり指導・支援を仰ぐ。

(1) いじめを受けた児童への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ① 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情をていねいに傾聴する。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りをていねいに行う。
- ③ いじめの解決に向けて、当該児童の意向をていねいに聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ⑤ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ⑥ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

(2) いじめを受けた児童の保護者への対応

当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。

このような保護者的心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ① 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童が受けたいじめに係る事実や、児童の心身の状況についてていねいに説明する。
- ③ いじめの解決に向けて、保護者の意向をていねいに聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(3) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。

当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

(平成29年8月 改定)